

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成30年7月30日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査対象 成人福祉課の平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成30年6月22日から平成30年7月9日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 決裁月日・保存年限・公開区分の未記入、個人情報取扱等、文書処理の一部不備が見られるため、関係例規に基づき適正な文書処理に努めること。	1. 記載に不備のあった箇所を修正しました。また、未記入などの文書処理の不備を発生させないように注意喚起を行い、確認を徹底することとしました。